学校法人森友学園に関する経過

■平成25年9月

森友学園から大阪府に、豊中市内の国有地を賃借して小学校を設置したいと考えていると の相談。

■平成25年9月~平成26年10月 設置認可申請に向け協議

■平成26年10月31日 【「瑞穂の國記念小學院設置認可申請書」提出】

設置場所:豊中市野田1501開設時期:平成28年4月1日

学校規模:12学級 480名(40名×2学級×6学年)

開設初年度は、1年生、2年生を募集

■平成26年12月18日 【大阪府私立学校審議会 12月定例会】

同小学校設置認可について審議。

⇒生徒確保、寄付金収入等に係る申請内容を担保するための資料を追加し、さらに議論 する必要があるとして継続審議となる。

■平成27年1月27日 【大阪府私立学校審議会 臨時会】

平成28年4月の開校時期と、校舎建設に要する工期から早期に私学審議会としての答申を出す必要があるとの判断により、臨時私学審議会を開催し同案件を審議。

⇒学校建設に係る工事請負契約の締結状況、寄附金の受入れ状況、詳細なカリキュラム 及び入学志願者の出願状況等、開校に向けた進捗状況を、次回以降の私学審議会定例 会に報告することという条件を付し認可適当と認めるとの答申が出される。

■平成27年3月24日 【私立学校審議会 3月定例会】

土地に関する進捗状況、寄附金の受入状況を報告。

■平成27年7月28日 【私立学校審議会 7月定例会】

国有地の賃借に関する契約状況を報告。

■平成27年12月24日【私立学校審議会 12月定例会】

開校を1年延期する旨を報告。

■平成28年3月23日 【私立学校審議会 3月定例会】

工事請負契約の締結状況を報告。

■平成28年7月26日 【私立学校審議会 7月定例会】

土地に係る契約を賃借から売買に変更したこと、入試日程を報告。

|■平成29年2月11日 森友学園が国有地を低価格で購入したとの報道

■平成29年2月22日 私学審臨時会に入学予定者数、収支見通し、教員名簿案等を報告

- ○入学者の状況やそれに基づく収支計画、カリキュラムをはじめとした教育活動の内容、 適正な教育活動を担保するための教員の経験、土壌改良の状況などについて意見有り。
- ○確認が必要な事項については、3月上旬に行う現場確認の際に、資料を現認しながら確認し、3月下旬に予定している審議会で報告する。

■平成29年2月23日~27日 【不適切な保育内容等(塚本幼稚園)】

文部科学省から以下事項について府に確認依頼があり、府から森友学園に報告を要請。

- 不適切な保育内容について
- 運動会における園児らの宣誓について

併せて、差別的表現が疑われる事例についても報告を要請。

■平成29年2月24日【廃棄物の埋め戻しに関して】

- 衆議院予算委員会で、「小学校建設現場から掘り出したごみを運動場に埋め戻した」との 証言があったと指摘。
- 豊中市に対し、産業廃棄物処理法の権限に基づき、調査を要請、豊中市が現場確認、事業者へヒアリングを実施。

■平成29年3月3日 【森友学園(理事長・副園長、顧問弁護士)から事実確認(面談)】

○小学校の認可に関して

・ 土砂及び廃棄物の搬出計画、入学者の状況、入学予定者数を前提とした収支予定、教 員の指導体制などについて、府に提出するよう求めた。 (3月14日締切)

○塚本幼稚園に関して(文科省へ同日報告)

(回答内容)

政治的中立性や差別的表現が疑われる事例については、不適切と認識。このことを真 摯に受け止め、今後同様の事例が生じないように、コンプライアンス体制の構築を検 討中。

■平成29年3月6日【契約金額の異なる契約書・海陽中等教育学校の推薦入学枠】

- ・推薦入学枠について合意がなかったこと及び金額の異なる工事請負契約書がもう一通存 在することについて新聞報道。
- 森友学園に対し、①3つの契約金額が異なる工事請負契約書が存在することについて、 契約内容、作成の意図、②推薦入学枠について合意があったのか否かについて報告を求 めた。

■平成29年3月8日【採用予定者名簿の無断記載・理事長の経歴詐称】

- 教員採用予定者名簿への無断記載や理事長の経歴詐称があるとの新聞報道。
- 森友学園に対し、事実関係について報告を求めた。

■平成29年3月9日【認可申請に対する現地調査】

・ 幼稚園副園長の妨害行為により調査出来ず。 抗議文及び再調査の日程調整を依頼。

■平成29年3月9日【補助金不正受給報道(塚本幼稚園)】

• 府経常費補助金と大阪市の保育所への助成金との重複受給の疑いについて、新聞報道。

■平成29年3月10日【小学校設置認可申請取下げ】

森友学園から設置認可申請の取下げ。

■平成29年3月13日【市町村教委・私立小学校連合会へ入学予定者の対応配慮を要請】

• 各市町村教育委員会教育長及び兵庫県・神戸市教育委員会、大阪府私立小学校連合会会 長に対し、入学予定者の就学意向の確認及び適正な就学に向けた支援について配慮を要 請。

■平成29年3月13日【補助金調査等の実施通告】

・補助金調査及び小学校認可申請に関する確認(工事請負金額、教職員の辞退、中学校推薦枠、理事長の経歴)の実施を、府より法人へ通告。(14日に、3月21日実施で決定)

■平成29年3月17日【補助金調査等の延期申し出】

・平成29年3月21日に予定していた補助金調査及び小学校認可申請に関する確認について、国会の証人喚問を理由に延期の申し出。

■平成29年3月23日【29年2月府議会 梶田会長参考人招致】

■平成29年3月23日【補助金調査についての催告書を送付】

■平成29年3月31日 【塚本幼稚園における補助金等調査の実施】

- 〇小学校の認可に関して、以下の点について理事長にヒアリングを行った。ヒアリング結果 は次のとおり。
 - (1)3つの工事請負契約書について
 - 刑事訴追の恐れがあることから、具体的な説明は控える。原本の開示方法については 検討する。
 - (2)教員採用予定者名簿について
 - ・就任承諾書は受け取っていないが、教員予定者として行政に提出する旨は伝えていた。
 - (3) 理事長の経歴について
 - 自治省から出向という点についてはアルバイトが間違って記載した。学部等については、勘違いだった。
 - (4)海陽中等教育学校の推薦入学枠に関する合意について
 - JR 東海の名誉会長のリップサービスだったという認識になった。

○補助金に関して

(1)経常費補助金について

幼稚園専任教員と保育所職員の重複状況の確認について。

幼稚園については、出勤簿(平成28年度分)、給与台帳(平成27、28年度分)、 源泉徴収票(平成27、28年度分)、私学共済の加入を示す書類(平成28年度分)の 提示があったが、平成26年度以前の資料は提示がなかった。保育所については、平成 23年度~28年度の給与台帳の提示があったが、保育所職員の出勤簿については平成28年度のみの提示であった。(後日、調査を改めて実施することとした。)

(2)特別支援教育費補助金について

特別支援に当たったとされる職員の平成27年度以前の給与台帳、源泉徴収票の提示がなかった。(資料の用意ができた段階で、改めて調査を実施することとした。)

■平成29年4月3日 【特別支援教育費補助金の対象園児の元保護者から申し出】

• 特別支援教育費補助金の対象園児の元保護者から、平成27年度及び28年度に診断書を園に提出したが、園から補助金及び診断書を府に提出することについて説明を受けていない、特別な配慮も受けていない、28年度から必要とされている保護者同意書にも署名していないとの申入れがあった。

■平成29年4月6日 【設置認可申請に関する検証報告】

• 学校法人森友学園瑞穂の國記念小学院の設置認可に関し、府職員が校舎敷地を府審査 基準に適合すると判断したことについての検証報告。

■平成29年4月13日【代理人弁護士の事務所における補助金調査の実施】

- ・幼稚園教員の私学共済加入を裏付ける資料が平成27年度以前分について、源泉徴収票は26年度以前分について、保管されていないことが判明した。保育所職員の出勤簿については27年度以前分について提示があった。
- ・特別支援教育費補助金については、平成27年度以前の給与台帳は提示されたが、源 泉徴収票の提示が引き続きなかった。保護者への説明・同意の取得状況を法人におい て再調査すると、法人側が約束。

■平成29年4月14日【調査結果、指摘事項及び依頼事項を通知】

- 3月31日及び4月13日の調査の結果と指摘事項及び依頼事項を法人に通知し、 4月20日までに回答するよう要請。主な指摘事項及び依頼事項は次のとおり。
 - (1)経常費補助金関係
 - 出勤簿や給与台帳が不存在で給与支払の実態が確認できない教員や、保育所と給与支払いの重複がある教員がいた。
 - (2)特別支援教育費補助金関係
 - ・補助金制度の説明・同意の取得状況について、対象園児の保護者に対し、法人として調査すると約束したことを受け、その調査方法を報告すること。
 - 特別支援担当の教職員であるが給与支給実績を確認できない者がいた。
 - (3)上記に該当する教職員について、各補助金の対象とすることが正しいとするならば、その事実を裏付ける書類を提出すること。

■平成29年4月21日【民事再生手続開始の申立て】

・法人代理人弁護士より、4月21日に民事再生手続(管理型)開始の申立てを行い、 大阪地裁から同日付けで保全管理命令が発令された旨の報告。

■平成29年4月28日【民事再生手続開始決定】

■平成29年4月28日【特別支援教育費補助金に係るアンケートの送付】

・特別支援教育費補助金の対象園児の保護者に対し、補助金制度の説明・同意の取得状況について府から問い合わせる照会文書を法人管財人を通じて送付。(5月8日期限)

■平成29年5月9日【教職員に対するヒアリング】

理事長及び教職員を対象に、勤務状況などについてのヒアリングを実施。

■平成29年5月17日【補助金交付決定の取消し、補助金返還命令】

・法人(管財人)に対し、経常費補助金及び特別支援教育費補助金の交付決定の一部取消しと、それに伴う超過交付補助金の返還を命令。

■平成29年5月19日【前理事長を詐欺の罪で告訴】

・法人前理事長・塚本幼稚園前園長である籠池康博氏を、詐欺の罪で大阪地方検察庁に 告訴状を送付。(5月22日送達確認)

■平成29年6月28日【追加の補助金交付決定の取消し、補助金返還命令】

・法人(管財人)に対し、5月17日の取消しに加えて、その後判明した特別支援教育 費補助金の対象園児1名分について、交付決定の一部取消しと、それに伴う超過交付 補助金の返還を命令。

■平成29年6月29日【再生債権届出】

• 大阪地方裁判所に経常費補助金及び特別支援教育費補助金の返還金 61,867,000 円 を再生債権として届出。

■平成29年7月10日【平成29年7月臨時府議会】

法人前理事長である籠池康博氏を参考人招致。

大阪府議会における私学審議会梶田会長の参考人招致について (3月23日実施)

○主な発言概要

<条件付き「認可適当」について>

・ 規制緩和の時代であるので、認可の段階では設置基準に則って整っていないといけないが、スタートの時点で、国の方から確約があればいけるのではないかとの認識だった。<u>条件</u>通りにならなければ、途中で延期にする、不認可にできるという大前提でやってきた。

〈審査基準(校舎用地の自己所有)との適合について>

・ <u>認可を判断する段階で自己所有になっているかどうかが大事。</u>~要は、最後の段階で自己所有になっていて、実地調査で確認されればそこはクリアされる。

<規制緩和について>

規制緩和の時代に入ってきた。先例をそのまま踏襲できないという認識が委員にあった。

<政治家からの働きかけについて>

- ・ <u>一切なかった。近畿財務局や文部科学省、政治家もなかった。私だけでなく、私学審の</u> 他の委員もそうであると思う。直接聞いた委員はなかったと言っている。
- ・ (松井知事や橋下前知事との接触についても)大阪府の上層部との接触もなかった。

<事務方からの働きかけについて>

・ <u>事務方から結論のまとめ方について注文があったことは、10</u> 年間1度もない。会長がもっていこうとしても委員から様々な意見が出る。<u>審議会で委員との議論の中で、「条件付認</u>可」というところに着地したという認識。

<取り下げについて>

・ 向こう(森友学園)に最後の説明の文書を出すチャンスを与えたが、その直前に取り下 げられた。我々は何ら手続き上、瑕疵はなかった。

<審査基準(幼稚園等を設置する学校法人にかかる借入金)の改正について>

・ <u>審査基準自体の合理性は持っていると思う。</u>なぜ幼稚園法人だけ小学校を作れないのか。幼稚園法人は所帯が小さいからというのはあるが、十分準備すればやってもいいと思う。基準改正が悪かったのではない。